

小型無人機に関する関係府省庁連絡会議 (H27.4.24～)

議長：内閣官房副長官(事務)
副議長：内閣危機管理監、内閣官房副長官補(内政担当)、
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)
構成員：国土交通省(航空局長)ほか関係府省庁(局長・審議官級)
事務局：内閣官房
目的：小型無人機を利用したテロ等に対する重要施設の警備体制の抜本的強化、
小型無人機の運用ルールの方針と活用の在り方、関係法令の見直し等について、
関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。

空の移動革命に向けた官民協議会 (H30.8.29～)

構成員：[官] 経済産業省製造産業局長、国土交通省航空局長
[官オブザーバ] 国土交通省(物流政策課長)ほか関係省庁(課室長級)
[民] メーカー等 (3大学、4団体、1機関、18社)
事務局：経済産業省製造産業局、国土交通省航空局
目的：いわゆる“空飛ぶクルマ”の実現に向けて、世界的にも関心の高まりがみられ取組が
進められる中、日本においても人や物の移動の迅速性と利便性を向上させるとともに、
新たな産業を育成し、世界の市場で稼げるようにするため、今後、日本として取り組んで
いくべき技術開発や制度整備等について協議する。

小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会 (H27.12.7～)

議長：内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(内政担当)付)
構成員：[官] 国土交通省(航空局安全部安全企画課)ほか関係府省庁(課長級)
[民] 業界団体(メーカー・利用者団体等)(24団体、6機関、5社)
事務局：内閣官房
目的：小型無人機については、今後とも、安全確保、利用促進、
技術開発等様々な視点からの課題を解決していくことが必要。
小型無人機に係るビジネス展開と技術開発は急速に進んでおり、
これに対応しつつ課題を解決していくには、関係する幅広い関係者の
知見を結集し、これに継続的に取り組む体制が必要である。
このため、官民の専門家・関係者が一堂に会し協議を行う。

小型無人機の更なる安全確保のための制度設計に関する分科会 (H28.1.5～)

議長：内閣官房内閣参事官
構成員：[官] 国土交通省(航空局安全部安全企画課)ほか関係府省庁
[民] 業界団体(メーカー・利用者団体等)(28団体、4社)
事務局：国土交通省航空局
目的：小型無人機の安全確保のための制度設計、改正航空法運用の把握と
安全確保策の体系化・共有、事業・業務に小型無人機を活用する場合の
安全規制のあり方等について、専門的かつ実務的な議論を行う。

無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行に関する検討会 (H29.9.1～)

構成員：[民] 業界団体(メーカー・利用者団体等)(9団体、5機関)
[民オブザーバ] 業界団体(メーカー・利用者団体等)(2団体)
[官オブザーバ] 国土交通省(物流政策課長)ほか関係省庁(課室長級)
事務局：経済産業省製造産業局産業機械課、国土交通省航空局安全企画課
目的：無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行について、機体の機能
及び性能、無人航空機を飛行させる者並びに安全を確保するための体制
に求められる要件等を明らかにする。

物流分科会 (H29.10.4～)

構成員：[民] 業界団体(メーカー・利用者団体等)(4団体、2機関、22社)
事務局：国土交通省総合政策局物流政策課
目的：「無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行に関する検討会」
において、無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行について、
機体の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者並びに安全を確保
するための体制に求められる要件等を検討することとしているところ、特に
無人航空機の物流での利用に求められる要件についても検討を行う。